

## 県土砂条例施行規則安全基準（案）及び各種基準について

種 別	特定有害物質	環境基準 <sup>1)5)</sup> (mg/L)	土壌汚染対策法指定基準 <sup>2)5)</sup>		県土砂条例施行規則安全基準（案） <sup>5)</sup>	
			土壌溶出量 基準 (mg/L) <sup>3)</sup>	土壌含有量 基準 (mg/kg) <sup>4)</sup>	土壌溶出量 基準 (mg/L)	土壌含有量 基準 (mg/kg)
第一種	クロロエチレン	0.002	0.002	—	0.002	—
	四塩化炭素	0.002	0.002	—	0.002	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	—	0.004	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	—	0.1	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	—	0.04	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	—	0.002	—
	ジクロロメタン	0.02	0.02	—	0.02	—
	テトラクロロエチレン	0.01	0.01	—	0.01	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	—	1	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	—	0.006	—
	トリクロロエチレン	0.01	0.01	—	0.01	—
	ベンゼン	0.01	0.01	—	0.01	—
	第二種	カドミウム及びその化合物	0.003	0.003	45	0.003
六価クロム化合物		0.05	0.05	250	0.05	250
シアン化合物		検出されないこと <sup>6)</sup>	検出されないこと <sup>6)</sup>	50(遊離シアンとして)	検出されないこと <sup>6)</sup>	50(遊離シアンとして)
水銀及びその化合物		0.0005	0.0005	15	0.0005	15
アルキル水銀 <sup>7)</sup>		検出されないこと <sup>6)</sup>	検出されないこと <sup>6)</sup>	—	検出されないこと <sup>6)</sup>	—
セレン及びその化合物		0.01	0.01	150	0.01	150
鉛及びその化合物		0.01	0.01	150	0.01	150
砒素及びその化合物		0.01	0.01	150	0.01	150
ふっ素及びその化合物		0.8	0.8	4,000	0.8	4,000
ほう素及びその化合物	1	1	4,000	1	4,000	
第三種	シマジン	0.003	0.003	—	0.003	—
	チオベンカルブ	0.02	0.02	—	0.02	—
	チウラム	0.006	0.006	—	0.006	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと <sup>6)</sup>	検出されないこと <sup>6)</sup>	—	検出されないこと <sup>6)</sup>	—
	有機りん化合物	検出されないこと <sup>6)</sup>	検出されないこと <sup>6)</sup>	—	検出されないこと <sup>6)</sup>	—
その他	1,4-ジオキサン	0.05	(0.05 <sup>7)</sup> )	—	0.05	—

注1) 環境基準は、平成3年8月23日環境庁告示第46号による。

注2) 土壌汚染対策法指定基準は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条による。

（要措置区域を指定する際の汚染状況の基準）

注3) 土壌溶出量調査に係る測定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号による。

注4) 土壌含有量調査に係る測定方法は、平成15年3月6日環境省告示第19号による。

注5) 基準値はそれぞれ“以下”であること。

注6) 「検出されないこと」とは、1) もしくは2) に示す方法により測定した結果、当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

注7) 1,4-ジオキサンについては、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条の対象外。ただし、何らかの契機により採取された土壌の汚染の有無の判断において、土壌環境基準を用いることができる。平成28年3月環境省告示第30号による。